

第206回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 横浜市民防災センター予約システム構築及び運用について</p> <p>(2) デートDV横浜市民向けSNS相談窓口業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(3) Web給与明細の導入について</p> <p>(4) 少人数学級等に関する実証研究に伴う各種データの国への提供について</p> <p>(5) 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>ア 西区商店街スタンプラリー</p> <p>イ 新築家屋実地調査日時確認に伴う固定資産税事務</p> <p>ウ アジア・スマートシティ会議企画運営業務</p> <p>エ 道路用地取得事務</p> <p>オ 物件移転補償事務</p> <p>カ 道路用地境界確認事務</p> <p>キ 出生と家庭に関するコホート研究：ハマスタディ</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア PPPプラットフォームに関する事務</p> <p>イ エネルギーカルテシステム運用事務</p> <p>ウ 横浜国立大学との「教職員研修における研修評価に関する共同研究事業」の実施について</p> <p>(3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア 令和4年度新国民年金システム機器更改作業委託</p> <p>イ エネルギーカルテシステムデータ移行業務</p> <p>ウ 横浜市のインターネット利用環境再整備事業に伴う管理不全空家等の指導情報等全庁管理システムデータの移行業務委託について</p> <p>(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア 神奈川区丘陵部における行動実態調査</p> <p>イ 子育て世帯向けアンケート調査</p> <p>ウ 横浜市墓地に関する市民アンケート調査の郵送業務委託</p> <p>エ 令和5年二十歳の市民を祝うつどい事前申込関連業務委託</p> <p>(5) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告</p> <p>ア 西区商店街スタンプラリー</p> <p>イ 横浜文化賞贈呈式・記念コンサート</p> <p>ウ 「よこはま建築ひろば」イベント受付業務</p> <p>エ 令和5年二十歳の市民を祝うつどい事前申込関連業務委託</p> <p>(6) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告</p> <p>スタートアップ社会実装推進事業</p> <p>(7) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告</p> <p>ア アジア・スマートシティ会議企画運営業務</p>
------------	---

	<p>イ 住民監査請求事務に係る陳述</p> <p>(8) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告 出生と家庭に関するコホート研究：ハマスタディ</p> <p>(9) 委託先個人情報保護管理体制（2件）</p> <p>(10) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）</p> <p>(11) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（49件）</p> <p>(12) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）</p> <p>(13) 個人情報ファイル簿変更届出書（15件）</p> <p>(14) 個人情報ファイル簿廃止届出書（1件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和4年11月25日から令和5年1月19日まで）</p> <p>(2) 令和5年度の審議会スケジュールについて</p> <p>(3) 個人情報取扱特記事項 新旧対照表</p> <p>(4) その他</p>
日 時	令和5年1月25日（水）午後2時から午後4時30分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと1・2・3
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品委員（委員はWEB会議により参加）
欠席者	吉田委員
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項（1）から（5）までについて、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第206回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、吉田委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p>

はじめに、第205回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

私の発言についてですが、14ページ3行目に「責任を負わなくなると」と記載がありますが、「責任を負うということになると」との発言を意図した箇所になるため、この場で訂正いたします。

それから、同ページ5行目の「5次受託、10次受託」と記載された箇所ですが、「5次委託、10次委託」との訂正をお願いします。

ほかに御意見がなければ、指摘事項を修正した議事録を承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、指摘した箇所の修正を反映した上で、承認といたします。

2 審議事項

(1)【案件1】横浜市民防災センター予約システム構築及び運用について

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「横浜市民防災センター予約システム構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

6ページの「5 取り扱う個人情報」で、「想定件数」が50,000件となっております。50,000件の予約がされる可能性があるのですか。

(所管課) 今年度は約46,000人が来館しています。50,000件というのは来館予測人数です。団体予約もあるので、実際に取り扱う件数はもう少し減少します。

(中村会長) 団体に来館する際に参加者個々人の氏名や電話番号は収集しないのですか。

(所管課) 30人で予約しても、収集する個人情報は代表者1名の情報だけです。

(中村会長) ありがとうございます。ほかに何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2)【案件2】デートDV横浜市民向けSNS相談窓口業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に案件2「デートDV横浜市民向けSNS相談窓口業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) この手の相談事業については、相談者側からどのような内容の相談があるかが分からないので、収集する予定の個人情報の種類を広めに想定して資料に記載したほうが良いと思います。16ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」の「①基本的事項」で、LINE、Twitterアカウントは確かにそのとおりですが、Eメールアドレスは収集しないのですか。

(所管課) 収集しません。

(板垣委員) 本来これは、事務局に言うべき話かもしれませんが、時代背景等を鑑みると、Eメールアドレスの項目に「SNSアドレス等も含む」等と補記したほうが良いかもしれません。

同じく「①基本的事項」の「その他」に記載のある「デートDVに係る相談内容及び支援内容」はそのとおり収集するのだと思いますが、ほかにも「住所」や「国籍」、「写真」等は本当に聞いてしまう可能性はないですか。

(所管課) 相談の際には、「氏名や住所はチャットに書き込まないように」と注意しています。

(板垣委員) ならば、大丈夫ですかね。次に「②家庭生活」についてですが、「婚姻歴」はともかく「親族関係」と「家族状況」はどのように違うのでしょうか。独身の人のだけデートDVに遭うわけではないと思うので、親族関係、婚姻歴、居住状況はチェックを入れておいたほうが良いと思います。

(所管課) そこは相談しながら適宜、幅広く「収集する個人情報」として考えていこうと思います。

(板垣委員) 幅広く「収集する個人情報」として考えたものを、ここで承認するかしないかを決めるのです。「これから所管課で、必要に応じて幅広く考えていきます」というのでは、審議会の意味がなくなってしまうと思います。どうしますか。

(事務局) 今、指摘されたところは、チェックを入れた前提で審議しようと思います。

(所管課) その前提でお願いします。

(大谷委員) 16ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」については、広めに書いておいたほうが良いという板垣委員の意見には私も同感です。

この種の相談窓口では、特に依頼していなくても状況説明の写真を送信してくる、というようなことが行われています。友人関係のトラブルでも、証拠写真等を見せながら「こんなひどい目に遭って」と報告するような場面もあります。

例えば、今正に暴力の対象になっているような緊急を要する場合でも、警察に通報したほうが良い状況にもかかわらず、のんびりとチャットで連絡してくるようなケースもあります。緊急時対応として、住所等個人を特定できる情報の提供を求め、本人の承諾を得て、警察に通報することが望まれる場合もあります。そのため結果的に、平時の対応では想定できないような数多くの項目の個人情報を取り扱うことになってしまうと思います。平時と緊急時を区別し、「積極的に収集はしないものの、取り扱う可能性のある情報としてはこんなものがある」という意味での記載は必要になるのではないのでしょうか。また、結果としてそのような情報を取り扱ってしまった場合には、委託先のみで事務

を完結させるのではなく、発注者側である市に、このような個人情報を取り扱った結果としてどういう緊急時対応を行ったのかというてん末の報告をしてもらいことも必要になってくると思います。最終的には、そのような点にも配慮した補足説明を書き添えて、「個人情報を取り扱う事務開始届出書」に記載してもらえればと思います。

(事務局) いざとなれば警察につなぐことも支援の中に入っているのですか。

(所管課) そうです。

(事務局) そうだとしたら、住所も把握しておいたほうが通報し易いと思います。積極的に収集しなくても、結果的に通報する可能性があるということで、住所等も入れたほうがいいでしょう。

(所管課) 記載方法は、平常時と緊急の場合で分けて記載するか、同一の「個人情報を取り扱う事務開始届出書」に記載するか、どちらがよいのでしょうか。

(事務局) 一緒に記載して構いません。

(所管課) では、16ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」に、住所と電話番号を追記します。

「写真」については該当がないと考えられるため、事務開始届出書には追記を行いません。本チャット相談はWebブラウザを通すものを想定しており、我々相談員に写真を送る機能はないシステムを利用するためです。

(事務局) 可能性のあるものは、追記させていただきます。

(中村会長) 板垣委員の話にもありましたが、いずれにしても、可能性のあるものはチェックしておいたほうが良いと思うので、その点については再度、全般的に見直してもらえればと思います。

(事務局) 「不要な個人情報は収集しない事業だ」ということをPRしたい思いが働いて、つい抑制的になりがちです。実態にそぐわないと意味がないので、改めて見直します。

(三品委員) 15ページの「再委託先個人情報保護管理体制」を見ると、今回、この事務に携わるイデアリスタ株式会社の関係者は代表取締役1人のようです。この会社の規模はどのようなものですか。1人で事業を行っているのですか。

(所管課) そのとおりです。システム開発等についても1人で行ったと聞いています。

(三品委員) 1人だから、個人情報が漏れにくいという点もある一方、チェックが全く働かないというリスクもあります。その辺りを留意し、委託先を通じて監督その他をしてもらいべきという印象を持ちました。

「10件ぐらい」という話がありましたが、けっこう実績のある会社なのですか。

(所管課) 行政機関等からは定評をもらっていると思います。

(加島委員) 横浜市役所と事業者の関わりはどのような形で示すのでしょうか。市のHP等に「デートDVの相談はこちら」という記載があり、そこをクリックすることで事業者のサイトに飛ぶのでしょうか。ポスターか何かに事業者の名前が書いてあるのでしょうか。

(所管課) まず市のホームページ内にデートDVのサイトがあり、そこから事業者のHPにアクセスします。

(加島委員) 全てそのHPから繋がるということですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 事業者はどのようなタイミングで、どのような形で月末を報告するのでしょうか。緊急時と通常の報告と、どのような形になりますか。

また、デートDVに遭った人からの相談を受けた事業者に対する苦情を受け付ける仕組みは市役所にありますか。

(所管課) 四半期に1回程度で実績報告を上げてもらおうと思っています。

苦情については、HPに所管課として政策局男女共同参画推進課の課名を記載し、当課で受け付けます。

(加島委員) HPの入り口で、苦情の受付窓口をアナウンスするような仕組みはつくっていますか。

(所管課) 苦情窓口の形では想定していませんが、所管課に苦情や色々な問合せが来る形にしています。

(事務局) 「苦情処理窓口」という表示ではないにしても、そのHPを管理しているのがどの課であるかということは、はっきりと表示されます。連絡先も表示されるため、苦情を申し立てようと思えば、どこに連絡したらよいかは分かる状態になっています。

(加島委員) 個人情報に関する誓約書は、事業者と市役所との間でも取り交わすのですよね。

(所管課) はい、そうです。

(加島委員) 事業者は相談員との間で誓約書を取り交わすのですね。

(所管課) はい。

(加島委員) その中身は、市役所でも把握しているわけですね。

(所管課) はい、市役所の様式に則っています。

(加島委員) 相談員が完璧かどうかは分かりませんが、個人情報上のトラブルがあったときにしっかりとフォローができる体制だけは取っておかないといけないと思いました。よろしくお願いします。

(所管課) 今回のチャット相談は相談員1人と相談者の1対1の関係でフォローをするのではなく、相談員は5、6人のチームを組んで入念に対応していきます。対応に間違いがないように声をかけ合いながら事業を行っていく仕組みになっています。

(鈴木委員) この事業者はそんなに規模の大きな法人ではありません。そのため、短い間で人が入れ替わることがすごく多いと思います。そういう意味で、個人情報の管理の観点からも、法人自体の管理体制に脆弱さがあることや、相談員間で個人情報に対する認識のレベル感をそろえる難しさがあると思います。所管課からも事業の途中でモニタリングをしてもらう必要があると感じています。

法人を辞めた後にも、それらの情報を流出させないようにかなり厳しく伝えてもらう必要があると思います。また、自宅で事務を行うので、チャット画面をスマートフォンで撮影して手元で保管するようなことがないように等想定し得るリスクについて所管課でも検討してもらえればと思います。

(所管課) 私たちは受託者とは日頃から綿密に連絡を取っています。今回も色々話し合いを進めながら、個人情報保護対策はしっかりと意識を持ってやってもらいたいと伝えていきます。私たちもしっかりと法人の管理をしていきます。

(後藤委員) 横浜市では、現在実績のある委託業者の一覧は持っていますか。もし持っているなら、「この会社はこの件をお願いしている」というリストが常に私たちの手元にあると、議論の参考になるかと思います。会社にどんな実績があるか、横浜市から見てどのような評価なのかという一覧があると、より理解を深められるかと思います。

今すぐでなくても、そういうものが準備可能か、私たちが共有できるか確認してもらえればと思います。

(所管課) この事業者は京都府で既にデートDVの相談窓口を運営しています。そこでチャット相談を行っているという実績があります。

元々全国レベルで事業を行っている事業者に、今回横浜市の専用窓口を設けていただいた、という流れです。

(中村会長) この個人情報の管理体制については、我々はどのような事業者なのか情報を持っていないため、「委託先個人情報保護管理体制」を見て、委託先として問題ないだろうということで承認しています。ですが、やはり実績を具体的に書いてもらえると判断しやすいかなと感じました。今後、工夫してもらえればと思います。

(事務局) 一覧表を作るのはかなり大変かと思いますが、各所管課で当該事業者の実績を確認するのはそんなに難しいことだとは思いません。工夫します。

(中村会長) ありがとうございます。ほかに何か御質問等がなければ、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】Web給与明細の導入について

(中村会長) 次に案件3「Web給与明細の導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) 21ページの「3 審議に係る事務【事務の委託】【事務の再委託】」の(5)に記載されている「不同意職員」とは何ですか。

(所管課) 給与明細を電子で渡す場合には、受け取る人の同意を取らないといけないことが法律で決まっています。そのため、同意が取れずWeb明細にデータを上げられない職員について「不同意職員」と記載しています。

(板垣委員) 何の法律でしょうか。

(所管課) 所得税法です。

(板垣委員) 所得税法で定まっている内容だとは知りませんでした。昔、給与の受渡し方法が給料袋から銀行振込に変わった時代に「絶対に現金で受け取る」と言っていた従業員に対しては、銀行でお金を下ろし、封筒に入れて渡していた、という話を思い出しました。今回の件についても、別に何か権利利益が変わるわけでもないのに、紙からPDFで渡すことにわざわざ対象者の同意等が必要

なのかと疑問に思い、質問しました。

(所管課) 「意思表示をきちんとした者に対して、電子明細で渡す」と定まっているため、そのような運用になっています。

(板垣委員) 横浜市の職員3万人のうち、何パーセント程度不同意の人がいるという予想ですか。

(所管課) 目標としては、9割以上の職員からは同意を得たいと思っています。

(板垣委員) 1割程度は、「紙で明細が欲しい」という人がいるという予想ですか。

(所管課) 1人1台業務用パソコンがない職場もあるため、一定程度は紙明細の要望があると考えています。今回、スマホからでも明細の確認が可能なので、それでいいと思ってもらえれば、かなりの職員から同意を得られるかなと思っていますが、職員の温度感がまだ読みきれていません。

(板垣委員) わかりました。御説明ありがとうございました。

(加島委員) 板垣委員の発言はもっともだと思いますが、逆に視覚障害者等には点字の給与明細が出ると思います。何らかの理由で画面を見られない人もいると思うので、一定数は紙での配付を保証する必要があるのではないかなと思いました。

(所管課) その点は想定しております。点字で渡している明細については継続して配付する予定ですし、点字以外にも配慮が必要な方がいれば、無理に同意を得るのではなく、個別に対応して手元に必要な情報が届くようにしていきます。

(大谷委員) 給与明細を個人で確認するときの本人確認は、ログインIDとパスワードで行うようですね。給与明細の中は、ほかの人には見られたくない情報がかかり含まれています。ログインIDやパスワードの設定について補足説明してください。

(所管課) 職員番号と生年月日等を入れ、メールアドレスを必須で登録し、メールアドレス宛に認証のURLが届きます。そこにアクセスした段階で初回のログインができます。初回ログインのタイミングで必ず、パスワード変更もしてもらいます。また、随時必要なタイミングでパスワード変更をしてもらいます。

(大谷委員) 職員番号と生年月日を知っている人であれば、設定で認証のURLをどこかの電子メールアドレスに飛ばして、パスワードを変えて確認できることになってしまうのかなと思います。それを防止する仕組みはどのように備えていますか。

(所管課) 基本的に、不正なログインはパスワード変更することによって防止できますが、初回は、職員番号と生年月日を知っている人であればログインできてしまいます。メールアドレスでの認証が必須なので、なりすまし等が発生した場合は、メールアドレスで追跡することが可能です。

自分でパスワードを設定するまでは紙で給与明細が配付されます。それが自分の意思に関係なく止まるというような事象で異変を感じるかと思いたすので、そこからメールアドレスにより追跡できる形になります。

(大谷委員) なりすましをした場合には事後的に追跡が可能だということが周知されていれば、不正の抑止につながると思います。職員については信頼しつつ、ログやメールアドレスの追跡が可能になっていることを、小さい字でも構わないと思うので、周知してもらえればいいかと思いたす。

(中村会長) ありがとうございます。ほかに何か御質問等がなければ、案件3を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(4)【案件4】少人数学級等に関する実証研究に伴う各種データの国への提供について

(中村会長) 次に案件4「少人数学級等に関する実証研究に伴う各種データの国への提供について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 30ページの「3 提供する個人情報」にGoogleアカウントと記載があります。この情報は調査とどのような関係がありますか。

(所管課) 国の調査で、児童、生徒がアンケートを送信する際に使用する、個人に紐付いたGoogleアカウントを指しています。アンケートに回答する際にシステムにログインする必要があり、システムにログインして回答するために、Googleアカウントが必要になります。アンケートの内容とそのアカウントを紐付けて分析をします。

(事務局) 児童・生徒が1人1個持っているアカウントなのか、今回の調査のために用意するアカウントなのか、どちらですか。

(所管課) 前者です。元々児童・生徒がそれぞれ個人に紐付いたGoogleアカウントを持っていて、それを利用して今回の調査に使用するシステムにログインし、アンケートに答えます。アンケート結果をアカウントに結び付けて国が分析をします。

(鈴木委員) 元々市の教育システムの中で各児童・生徒に付与しているGoogleアカウントがあるということですか。

(所管課) そうです。

今回、学力・学習状況調査の結果も提供します。Googleアカウントは学校名、学年、組、出席番号と結び付いており、学力・学習調査の結果は学校名、学年、組、出席番号と結び付いているため、Googleアカウントと学力・学習調査の結果の二つを提供することにより、Googleアカウントに紐付いたアンケート結果と学力・学習調査の点数の結果を結び付けた分析が可能となります。その情報を基に少人数学級の効果を検証するのが国の調査の目的となります。

(中村会長) 生徒たちのタブレットでGoogleアカウントを使ってログインし、色々と回答するのですか。

(所管課) アンケートで回答する際に、タブレットを使用してログインするためのGoogleアカウントです。

(中村会長) ありがとうございます。ほかに何か御質問等がなければ、案件4を承認するということでよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

4 その他

(中村会長) 次に案件5の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、本件は個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

それでは、先に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

続いて、「4 その他」の(3)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい、前回の審議会までに御意見をいただきました個人情報取扱特記事項について、おかげさまをもちまして、別冊の資料のとおり整理ができましたことをここに報告させていただきます。

今後、決裁等の必要な手続を経て、全庁的な周知を行い、令和5年4月から当該特記事項を適用します。

一番大きな変更点は再々委託に関する点で、例外なく禁止していた再々委託について、手続を取ることで解禁し、ただしその場合でも元請に全部責任を取ってもらうという点が大きなポイントになります。この特記事項の意図を分かり易く記載した通知文を配布し、変更点についての周知を図っていきます。

本件につきましては、様々な御意見をいただき、ありがとうございました。改めまして、感謝を申し上げます。

(中村会長) 特に御意見がないようであれば、了承といたします。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 了承いたします。何度も書き直し、修正に御対応いただき、事務局の皆様ありがとうございます。

2 審議事項

(5) 【案件5】個人情報漏えい事故の公表範囲について

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議】

(中村会長) 次に、案件5「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、まずは事務局から本日の審議の趣旨について、御説明をお願いします。

なお、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。

(事務局) 本市では、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第6条第4項により、個人情報の漏えい事故が起こった場合には、公表するものとしています。

しかし、公表することがふさわしくない場合も考えられることから、個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱第2条により、審議会の意見を聴いたうえで、公表しない場合もございます。

今回、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱に基づく取扱いが必要と思われる事案が発生したため、審議会にお諮りします。

それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <横浜市職員による具体的な個人情報漏えい事故(以下「本件漏えい事故」という。)について、特例要綱第2条第1項第1号及び第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<所管課の説明に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。>

- ・板垣委員から、大量の案件処理でなく、個別対応の際に記載ミスの見落としがあったのはよくないと思うので、担当部局に反省してもらいたいとの意見があった。
- ・事務局、所管課から深く反省し、対応を取るとの回答があった。
- ・加島委員から、配慮が必要な個人情報を取り扱う際には、職員が対応する形をとり、委託業者等が対応しないことをマニュアル上明記したほうが良いのではないかと発言があった。
- ・事務局から、委託を行う事業が増加傾向にあるため、デリケートな個人情報を市職員のみに取り扱わせるという運用は難しいと回答があった。マニュアルの記載内容については改めて検討するとの回答があった。
- ・鈴木委員から、デリケートな個人情報の漏えいは行政への信頼性の低下や、市民の生活の安全という観点から考えてもあってはならないことであり、現状に真摯に向き合うべきであるという意見と、漏えいすることによる弊害、二次被害等について、職員の認識を新たにして欲しいとの意見があった。
- ・事務局から市民からの信頼を損ねることや二次被害の大きさについて全庁的な周知をするべきだとのコメントがあった。
- ・所管課から、この件については、担当内では改めて全員に研修を実施し、どのような二次被害に繋がるかを周知した、との補足があった。
- ・中村会長より、当審議会からも厳しい意見が出されたことを踏まえて対応を考えて欲しい、と意見があった。
- ・本件漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると特例要綱第2条第1項第1号の「人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ」及び第2号の「特定の者の生活の平穏が著しく害されるおそれ」に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当であるとの意見を審議会の意見とすることを決定した。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 事務局から御連絡いたします。

個人情報保護条例が12月市会で議決されましたので、簡単に審議経過等を

報告いたします。

審議の経過についてですが、12月6日に本会議で審議がなされ、20日は常任委員会で質疑がなされて議決されたのですが、本会議でも常任委員会でも質問をいただきました。

特に本会議では自民、立憲、公明、共産、国民の5会派から質問があり、一般の条例改正としては、一番多くの質問を頂きました。議会で出している広報紙の中でも「今市会の主たる条例改正」ということで取り上げられました。

条例の中身は、改めて見てみると17条と、かなりコンパクトにまとまっています。

特徴的な点をいくつか紹介しますと、第3条の「実施機関の基本方針」として、デリケートな情報については収集することを否定はしませんが、必要性を真に検討した上で収集するようにしようという点や、本人開示請求があった場合の開示までの期間について、市民サービスが低下しないように「速やかに開示するよう努める」とした点が挙げられます。

また、第5条に審議会の所掌事務が定められています。所掌事務自体、圧縮の傾向になりました。

1号から7号までありますが、まず、個人情報取扱事務の実施機関以外への委託があります。また、法69条2項4号に掲げる事由による個人情報の提供についても報告事項として定めています。諮問事項から形式は変わりますが、引き続き様々なアドバイスをもらい、適正に運用していきたいと考えています。

第9条第5項で、審議会の定数が10人から7人に削減されています。審議事項が減るならば審議会自体もスリム化するべきだという声もあり、やむを得ずこのような形になっています。

条文の後には、各議員からの質問の概略をまとめています。

自民党の小松議員には、(1)の「法改正を受けて条例改正するにあたっての基本的考え方」という質問に対しては、「引き続き個人情報保護審議会の助言をもらいながら着実に運用していきたい」と答弁しました。

立憲民主党の藤崎議員には、(3)の「条例ではどのような独自の処置を講じているのか」という問いに対しては、基本方針のことを述べて「独自の策も当然講じていく」と、議会の場でPRしました。

条例改正に関する報告は以上です。

(中村会長) ありがとうございます。そのほか、事務局から何か連絡事項はございますか。

(事務局) 続いて、メールでお送りしました「行政機関等匿名加工情報の提供に関する指針」を御覧ください。新制度において、匿名加工した上での情報提供が始まります。どのような場合に提供し、どのような場合に提供しないのかといった判断基準をある程度示したほうが庁内の各課も運用し易いかと思い、行政処分の審査基準に該当するようなものを作成しました。

国のガイドラインの抜粋を枠囲みに書いています。そんなに細かいことは示していません。「営利目的でも、結果的に社会経済が豊かになるのならよい」だとか、「反社会的なもの、単なる興味本位のものはいけないが、それ以外はよい」といった、幅広く匿名加工情報の提供を承認するスタンスがうかがえます。

結果的に豊かな経済社会の実現につながるなら積極的に公表していこうというのが法の趣旨と言えます。

そのため、反社会的な事業と、行政が関与することがふさわしくない場合や豊かな国民生活への寄与が到底考えられない場合を除いては対象とすることを基本方針とすることについて、庁内に周知を図ろうと思っています。

データ利活用を総合的に担当している政策局からは「この内容でいいのではないか」ということで賛同を得ています。これについても先生方の意見をもらえるとありがたいです。

(大谷委員) 異論があるという訳ではないのですが、匿名加工情報は、その情報や相手の事業の目的によって、個人の権利利益に与える影響が大きく違ってきます。そのため、匿名加工の仕方や事業の目的等については、市役所内で責任を持って在り方を監督する部署が必要だと思います。そのようなことは内部で決めていると思いますが、指針の中では「必要に応じて審議会の助言を得る」としか書かれていません。加工方法等になると、かなり専門的な要素も出てくるため、審議会で30分、1時間検討する程度では足りないところもあると思います。実施機関から申請等があった場合にどのように対応するのかといった、詳細なルールも是非示したほうがいいです。検討や準備に要する十分な時間が必要なことも注意喚起することが必要です。適切に処理された匿名加工情報であれば事故も起こりにくく、安心して匿名加工情報を世の中の役に立ててもらえるきっかけにもなり得ます。そのため、「石橋を叩いて渡る」ような姿勢も指針で示していただければと思います。

(事務局) 議論すべき点は2点あると思います。1点目は、生データの個人情報を適切に匿名加工できるかという点で、これが可能であるということが、まず大前提になります。我々が今、考えているのは、そういった経験を持つ会社のノウハウを利用するということです。そのような会社が提供する匿名加工ソフトを使い、アドバイスに従って匿名加工を実施していくことを考えています。各所管課にはそのソフトの使用を強要するわけではなく、特段所管課が加工の方法に心当たりがない、という場合に紹介しようかと考えています。ちなみに、1件当たりで大体200万円程度の費用が必要と言われています。2点目は、行政がこの事業にデータを提供するのが本当にふさわしいのか、この事業者との関わりはどのようなかということです。これを審議会に報告して対応していきたいと考えています。

事務の流れがどうなるかは市の内部にも事業者にも周知しないといけません。フローチャートを作ってWebに載せようと思って準備しています。完成後、改めて報告します。

(中村会長) 指針を見ているだけだと、「どんどん匿名加工情報を提供しよう」という印象を、どうしても受けてしまいます。「匿名加工のプロセスは慎重に」という点は指針のどこかに入れておくべきではないかと思います。

(事務局) リード文のところに「こういう制度ができたけれども、あくまでも個人情報を守られることを前提としたものなので、個人情報保護に、まずはしっかりと取り組む必要がある。その上で、データ利活用については新たな形で幅広く対処していこう」というように文章を組み換えようと思っています。

(中村会長) よろしく願います。ほかに何か御質問等がなければ、今の報告に

については、意見を踏まえた上での方針で進めるということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 了承します。そのほか、事務局から何か連絡事項はございますか。

(事務局) 最後に、案件2について、板垣先生から「事務開始届に記載する『個人情報記録項目』についてはなるべく幅広い内容を記載するべきだ」とのアドバイスをいただきましたが、その点について考え方の補足をしたいと思います。

事務局は個人情報収集のレベルについて3段階あると考えています。

まずは、積極的に収集する個人情報です。案件2の所管課はそれしか記載していなかった印象です。必要以上に個人情報を収集する事業ではないことをPRしたいばかりに、どうしても抑制的な記載になっていたところがあります。

実際には、「積極的に収集は考えていないが、必要な情報だから記録しておく」という類の情報もあると思います。そのような情報は記載することを、事務局としては指導しています。

3段階目として、「全くこちらが想定していなかったけれど、一方的に話された情報」があると考えています。事業の中で耳にすることはあれど、我々の事業とは全く関係ない場合には記録もしません。この3段階目のものは特にチェックを入れる必要はないと考えています。聞いてしまった話の全てを記録しなければならなくなると、リストの全てにチェックを入れる必要が生じてしまい、どのような情報を取り扱う事業なのかが分からなくなります。2段階目までの個人情報についてはチェックを入れ、耳にしても記録しないとといった類の情報についてはチェックを外す方針で運用していければと考えています。

(中村会長) 確かに、「市が保有する個人情報」を「個人情報の記録項目」の欄で記載するのだなど、話を聞いて納得しました。

(鈴木委員) チャットの記録は残さない前提になっているのですか。テキスト情報でそれ自体を残したり、オンラインで会話をしている、その内容を録音したりすると、予期しないものまで含まれてくる場合が今までより増える気がします。

(事務局) それも我々が積極的に保存するかどうかで峻別できると思います。必要な対応が終わったら消去してしまうのか、事例として残すのかで分けていければと思います。

(鈴木委員) わかりました。

(中村会長) ほかに何か連絡事項はございますか。

(事務局) 本日予定された議事及び連絡事項は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

メールにて御連絡しましたとおり、2月は審議案件がないため、休会とさせていただきます。つきましては、次回の日程でございますが、令和5年3月22日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

	(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。 【閉 会】
資 料 特記事項	1 資料 (1) 第206回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第206回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和5年3月22日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)

本会議録は令和5年3月22日第207回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。